

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	障害年金の給付の一時差し止め等	
根拠法令・条項	予防接種法施行令第16条、第23条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課	
処 分 基 準	<p style="text-align: center;"> <input checked="" type="radio"/> 設 定 <input type="radio"/> 設定できない <input type="radio"/> 基準を公開できない </p> <p> <small>（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</small> </p> <p> 処分基準 1 定期の予防接種等に係る障害児養育年金又は障害年金の給付について、支給の適性を図るために、特に必要があると認めるとき 2 正当な理由なく、①の命令に従わず、または必要な報告を行わないとき </p> <p> 処分の対象 当該給付を受けている者 </p> <p> 処分内容 1 医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることがある。 2 給付の支給を一時差し止めることがある。 </p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<input type="radio"/> 聴 聞 <input checked="" type="radio"/> 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	